

京都市告示第 7 7 1号

昭和60年9月26日京都市告示第128号(京都市道路占用許可基準)の一部を次のように改めます。

令和8年3月31日

京都市長 松井 孝治

現行	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 個別基準 (第4条～<u>第30条</u>)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;"><u>新設</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 個別基準 (第4条～<u>第31条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p><u>この基準は、道路の占用が道路本来の機能を阻害しないよう許可の基準を定め、もって良好な道路環境の確保を図ることを目的とする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><u>道路占用の許可は、個別具体的に占用目的、占用形態、占用者等に関する諸要素を総合的に判断したうえで、道路法令及び京都市道路占用規則に定めるもののほか、次の各号並びに一般基準及び個別基準に適合する場合に限り認めることができる。</u></p> <p><u>(1) 道路本来の機能を害さず、又は影響を与えない場合</u></p> <p><u>(2) 道路の構造を害さず、又は影響を与えない場合</u></p> <p><u>(3) 道路敷地外に余地がないためやむを得ない場合</u></p>

第1章 (略)

第2章 (略)

第4条～第11条 (略)

(防犯カメラ)

第11条の2 (略)

(1) 地方公共団体、商店会、町内会、自治会その他これらに準ずる団体_____

_____が、地域における路上での犯罪防止及び抑止等公共目的のために設けるものであること。

(2)～(6) (略)

(新設)

第12条 (略)

(1) 次の者が占有するものであること。

ア (略)

イ 法第36条に規定する事業を行う者

ウ、エ (略)

(2)～(4) (略)

第13条～第18条 (略)

(4) 公序良俗に反しないものであって、

信義誠実に利用されるものである場合

(5) 継続して維持管理することができる場

合

(6) その他の法令を遵守したものである場

合

第1章 (略)

第2章 (略)

第4条～第11条 (略)

(防犯カメラ)

第11条の2 (略)

(1) 地方公共団体、商店会、自治会、町内会その他これらに準ずる団体で適確

に維持管理できる能力を有すると認め

られる者が、地域における路上での犯罪防止及び抑止等公共目的のために設けるものであること。

(2)～(6) (略)

(地下埋設管)

第12条 (略)

(1) 次の者が占有するものであること。

ア (略)

イ 法第36条に規定する事業を行う者

で、法第28条の2第1項に基づき設置

された地下占有物連絡会議の構成員で

ある者

ウ、エ (略)

(2)～(4) (略)

第13条～第18条 (略)

<p>(出入り通路)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 自動車の通行の用に供するものの<u>幅員</u>については、_____障 害なく出入りするのに必要なと認められ る幅<u>と</u>すること。(隅切り部分を除 く。)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(6) 既設護岸_____を直接、橋台としないこと。</p> <p>(7)、(8) (略)</p> <p>第20条、第21条 (略)</p> <p>(タクシー乗場標識)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 高さは2メートル以下<u>とし</u>、幅は 0.4メートル以下と_____ _____すること。</p> <p>第23条～第31条及び別図 (略)</p>	<p>(出入り通路)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 自動車の通行の用に供するもの____ _____については、<u>接道先の道路の構造</u> <u>に支障がない場合に限るものとし</u>、障 害なく出入りするのに必要なと認められ る幅<u>員</u>とすること。(隅切り部分を除 く。)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(6) 既設護岸及び<u>道路擁壁が石積擁壁</u> <u>等で構造計算ができないものであると</u> <u>きは</u>、これを直接、橋台としないこと。</p> <p>(7)、(8) (略)</p> <p>第20条、第21条 (略)</p> <p>(タクシー乗場標識)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 高さは2メートル以下____、幅は 0.4メートル以下<u>とし</u>、<u>安全に配慮した</u> <u>形状と</u>すること。</p> <p>第23条～第31条及び別図 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)